

事務連絡
令和4年12月7日

各加盟団長 様

公益財団法人 埼玉県剣道連盟

「確認票」について

平素は当連盟の諸事業に対しまして格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全日本剣道連盟より、審査会当日に必要な事項を記入した「確認票」を必ず提出することとなっておりますが、「確認票」を忘れる受審者が多数いるとの指摘がありました。

各加盟団体から審査会の周知される時に、「確認票」の取り扱いについて、会員に周知徹底をお願いします。

なお、要項 13 注意事項には【「確認票」がない場合は入館できません。】と記載されています。